

ふれあい・いきいき通信

平成29年4月発行 VOL. 51



発行：社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課地域支援係
住所：〒150-0042 渋谷区宇田川町5-2 区役所神南分庁舎
電話：03-5457-2200 FAX：03-3476-4904
E-mail：
shien-shibuya-shakyo@tokyo.email.ne.jp

平成29年度 サロン登録について

心地よい陽気の続く季節となりましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、皆様にはサロン登録更新のお手続きをお願いしましたところ、45カ所のサロンの更新がありました。

(食事型：14カ所、ふれあい型：31カ所)

今年度も皆様のサロン活動を応援します！

どうぞよろしくお願い致します。



お知らせ

平成29年度より、ふれあい・いきいきサロン事業担当部署が以下のとおり変更となりました。

これに伴い、メールアドレスが変更になりました。申請書をメールでご提出いただいている方は、宛先を変更していただきますようお願い致します。

(住所・TEL・FAXは変更ありません)

(平成28年度)

地域福祉課 地域福祉係

(平成29年度)

地域福祉課 地域支援係

【澤木課長】 前任 二見が退職し、地域福祉課長になりました、澤木でございます。
今年度は、積極的にサロンを訪問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【内山】 4月よりサロンを担当することになりました。皆様にお会いできる日を楽しみにしています。



【石川】 今年度、サロンを担当させていただきます石川です。
皆さんのサロン活動が、より充実していくよう頑張ります。

サロン保険について



サロン登録の更新をしていただいた皆様には、サロン保険加入の手続きをいたしました。

サロン保険は、サロン活動中の事故によるけがを補償するもので、ボランティア保険や行事保険とは異なります。サロン活動中にケガをした場合や活動場所へ行く途中にケガをした場合に適用となります。

ただし、年度更新書名簿に記載がない方、登録時にお届けいただいた活動場所以外での活動や、通常のサロン活動以外については対象外となりますのでご注意ください。

年度途中でサロンメンバーが増えた場合は、追加者名簿をご提出下さい。追加者名簿は名前・住所・電話番号が記載されているものであれば様式は問いません。

| | |
|-------------------|--|
| 保険金のお支払対象となる主な例 | <ul style="list-style-type: none">・サロン活動中に転んでケガをした・食事会の準備中、誤って手を切った・サロンに参加するため、自宅から活動場所へ行く途中にケガをした |
| 保険金のお支払対象とならない主な例 | <ul style="list-style-type: none">・故意または重大な過失によるケガ・地震、津波などによるケガ・脳疾患・疾病等によるケガ |

万が一事故が起きた場合は、至急、社会福祉協議会までご連絡ください。活動には十分ご注意ください。

事務局より サロン活動助成金申請書について

3カ月ごとに提出していただいている申請書につきまして、記入誤りが生じた場合は、必ず二重線を引き、訂正印を押印した上で、余白に正しい数字をご記入ください。

なお、訂正印は、代表者印をご使用ください。よろしくお願い致します。

ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。



・編集後記・

4月より新体制でスタートしました。皆様のサロン活動がより充実するよう職員一同頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

内山

